

地下水の水質測定計画について

1 地下水の水質測定

(1) 概況調査

県内の全体的な地下水質の状況を把握するため、図に示す 92 メッシュのうち市街地等に存在する 75 井戸で、全ての環境基準項目を調査

環境基準項目 28 項目

・自然界に存在する物質 9 項目

カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素、ホウ素

・自然界に存在しない物質 19 項目

全シアン、アルキル水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染井戸の周辺において、汚染範囲の確認と原因究明を行うための調査

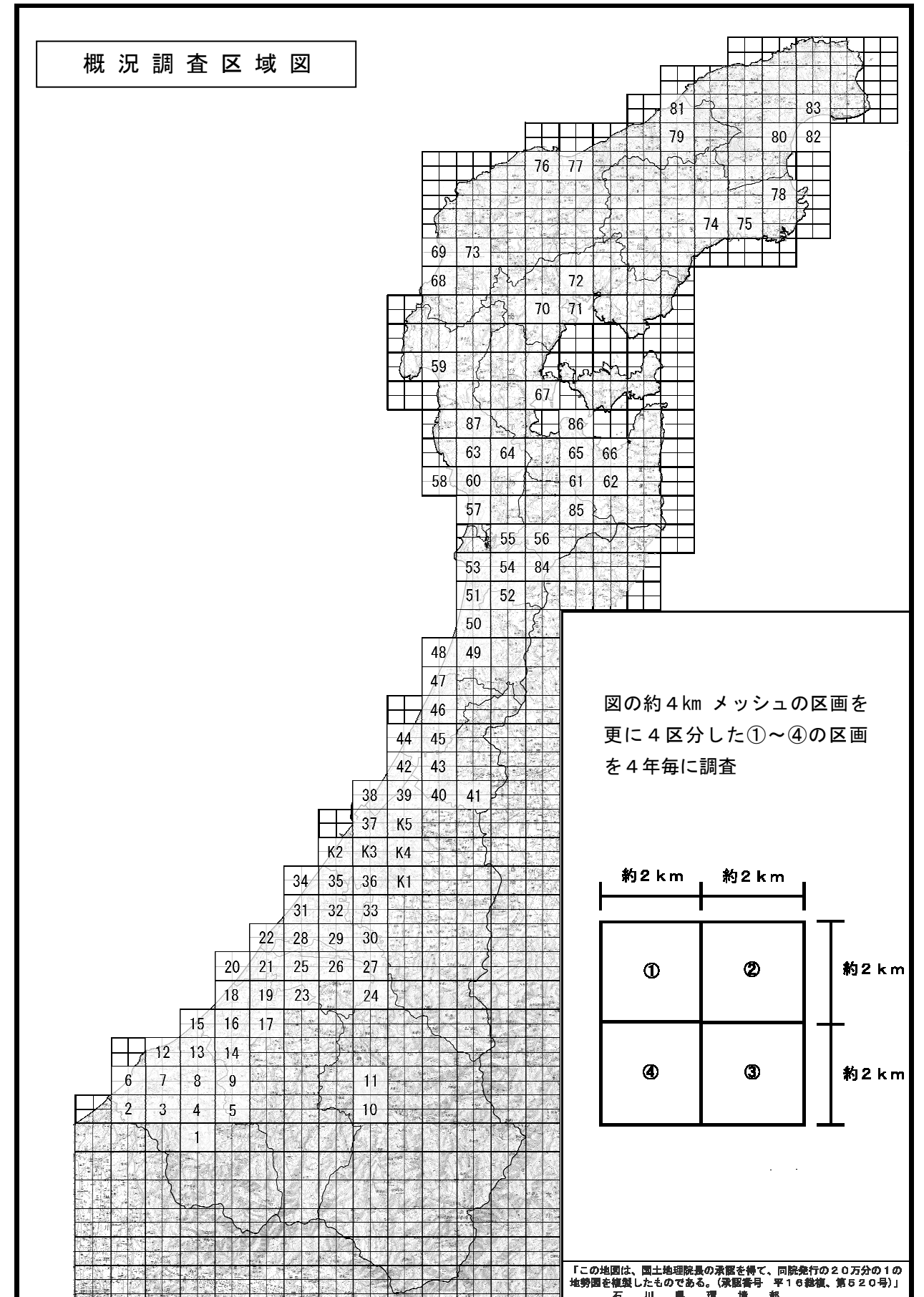
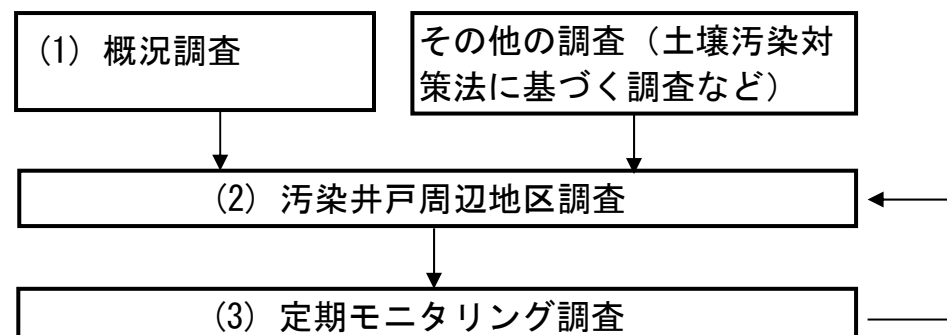
- ・自然界に存在する物質 : 環境基準超過
- ・自然界に存在しない物質 : 検出

(3) 定期モニタリング調査

概況調査、汚染井戸周辺地区調査で汚染が確認された井戸における地下水の状況を継続的に監視するための調査

【次の状況が確認できるまで定期モニタリング調査を継続】

- ・自然界に存在する物質 : 環境基準の 70% 以下の濃度が 3 年間継続した場合
- ・自然界に存在しない物質 : 不検出が 3 年間継続した場合



2 平成 30 年度の水質測定結果

(1) 概況調査

区 分 項 目		調査 井戸	環境基準を達成		環境基準を 超 過
			不検出	環境基準 以下で検出	
自然界に存在 する物質	カドミウム	75	72	3	0
	ヒ素		71	3	1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10	65	0
	フッ素		50	24	1
	ホウ素		69	5	1
	その他 4 項目		75	0	0
自然界に存在 しない物質	テトラクロロエチレン	75	74	1	0
	その他 18 項目		75	0	0
合 計 (28 項目)		75	72		3

(2) 汚染井戸周辺地区調査

区 分 項 目		調査 井戸	環境基準を達成		環境基準を 超 過
			不検出	環境基準 以下で検出	
概況調査でヒ 素が環境基準 を超過した井 戸周辺	ヒ素	3	0	1	2
概況調査でフ ッ素が環境基 準を超過した 井戸周辺	フッ素	4	4	0	0
概況調査でテ トラクロロエチ レンが検出さ れた井戸周辺	テトラクロロエチレン	7	3	4	0
	その他8項目		0	0	0
合 計		14	12		2

※概況調査でホウ素が環境基準を超過した井戸については、周辺に調査可能な井戸が存在しなかった。

(3) 定期モニタリング調査

区 分 項 目		調査 井戸	環境基準を達成		環境基準を 超 過
			不検出	環境基準 以下で検出	
自然界に存在 する物質	ヒ素	23 (23)	2 (3)	5 (4)	16 (16)
	フッ素	5 (5)	0 (0)	0 (0)	5 (5)
	ホウ素	2 (3)	0 (0)	1 (2)	1 (1)
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3 (3)	0 (0)	2 (3)	1 (0)
自然界に存在 しない物質	揮発性有機塩素化合物 (トリクロロエチレン等の 10 項目)	76 (72)	5 (5)	66 (62)	5 (5)
合 計		109 (106)	81 (79)		28 (27)

括弧内の数値は、平成 29 年度調査の井戸数
揮発性有機塩素化合物: ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、
1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、
テトラクロロエチレン

3 平成 31 年度水質測定計画（案）

調査井戸数

調査内容		平成 30 年度 (調査件数)	追加 (調査開始)	終了 (3 年不検出等)	平成 31 年度
概況調査		75	—	—	75
定期モニタリング調査		109	6	—	115
自然界に存在 する物質	ヒ素	23	3	—	26
	フッ素	5	1	—	6
	ホウ素	2	1	—	3
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	—	—	3
自然界に存在 しない物質	揮発性有機塩素化合物 (トリクロロエチレン等の 10 項目)	76	1	—	77